

引越し コストツツ

オンラインで引越しの手続きが
できるようになりました



与那原町

引越しワンストップとは??

マイナポータルで与那原町からの**転出の手続き**と同時に
転入先住所の**転入予約**をすることができます。

また、町内の住所から町内の別住所へ転居される方は
転居予約をすることができます。

対象者

- 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、
日本国内の住所に引越しされる方
- マイナンバーカードの読み込みに対応したスマートフォン
等の機器を持っている方

※引越しワンストップサービスを利用した場合でも窓口での手続きが
必要となる場合もあります。



[来庁必要となるサービス一覧はこちら](#)



LINEでもその他手続きを
簡単に確認できます!!



窓口受付時間

8:30~16:00 (11:00~13:00除く)

(土曜日・日曜日・祝日・休日及び12月29日から1月3日を除く)

※来庁予定時間の指定をすることはできません。

※転出元の市区町村とのやり取り等にお時間を頂く場合が
あるため、通常の窓口受付時間と異なります。

与那原町



転入・転居



手続き完了までの流れ

1. マイナポータルで引越しワンストップサービスを利用して、新しい住所や来庁予定日などの必要事項を入力する

[マイナポータル（外部サイトヘリンク）](#)

▶ [マイナポータル操作マニュアル](#)

[（ログインから手続きの検索）（外部サイトヘリンク）](#)

2. 引越しが完了した後に、指定した来庁予定日に与那原町の住民課窓口で転入・転居の届出をする

※マイナンバーカードを必ず持参してください。
マイナンバーカードが無い場合は手続きができません。

◎以下の場合手続きに時間を頂く場合があります

- ・届出当日に申請した場合
- ・来庁予定日より前に来庁した場合
- ・転出元自治体での転出処理が未完了の場合

受付時間

受付時間 8:30~16:00(11:00~13:00除く)

(土曜日・日曜日・祝日・休日及び12月29日から1月3日を除く)

※来庁予定時間の指定をすることはできません。

11:00~14:00の間は窓口が混みあっている場合がございます。

【11:00~12:00に来庁された場合】

手続きが「お昼休憩時間（12:00~13:00）」にまたがる可能性があるため、13:00以降に手続きをお願いする場合があります。

【16:00以降に来庁された場合】

手続きが「閉庁時間（17:15）」を超える可能性があるため、受付をお断りする場合があります。

与那原町



転出



申請から手続き完了までの流れ

1. マイナポータルで引越しワンストップサービスを利用して、新しい住所や来庁予定日、来庁予定窓口などの必要事項を入力する

[マイナポータル（外部サイトヘリンク）](#)



[▶マイナポータル操作マニュアル](#)

[（ログインから手続きの検索）（外部サイトヘリンク）](#)

2. 与那原町で転出の処理が完了すると新住所の自治体に転出証明書情報が送信され、マイナポータルに「完了しました」と表示される
3. お引越しが完了した後に、指定した来庁予定日に新しい自治体の来庁予定窓口で転入の届出をする

※マイナンバーカードを必ず持参してください。
マイナンバーカードが無い場合はお手続きができません。



[来庁必要となるサービス一覧はこちら](#)



転出手続きの申請ができる期間

新住所に住み始める30日前から住み始めてから10日以内

※この期間を過ぎる場合は窓口または郵送での転出の手続きをお願いします。